

## 九十九里町木造住宅耐震診断補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発を図り、もって地震災害に強いまちづくりの実現に寄与するため、九十九里町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断を行う者に対し木造住宅耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、九十九里町補助金等交付規則(昭和47年九十九里町規則第7号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての木造専用住宅又は店舗等併用住宅のうち、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものをいう。
- (2) 耐震診断士 社団法人千葉県建築士会又は社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する既存建築物耐震診断・改修講習会(木造)講習修了者名簿に登録されたものをいう。
- (3) 耐震診断 地震に対する住宅の安全性を評価することで、耐震診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法(財団法人日本建築防災協会発行。国土交通省住宅局建築指導課監修)」に基づいて木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断で、町の補助事業により行うものをいう。

### (補助の対象となる木造住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に現に存するものであること。
- (2) 地上2階建て以下の在来軸組工法により建築された住宅であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づき設計及び建設されたものであること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、木造住宅耐震診断を受ける者であって、次に掲げる要件を満たすもの(一の木造住宅を所有する者が2人以上いる場合は、その者らが代表者として選任した者に限る。)とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 補助住宅に自ら居住し、所有している者
- (3) 町税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金を受けたことがある者に対しては、補助金は交付しないものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、補助金の交付を受けることができる者が木造住宅耐震診断を遂行するために要する費用とする。

2 補助金の額は、木造住宅耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、40,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 交付規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震診断に係る契約を締結する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 補助対象住宅の平面図
- (3) 補助対象住宅に係る登記事項証明書その他の補助対象住宅の所有者及び建築年月日を証する書類
- (4) 木造住宅耐震診断の実施に関する見積書の写し
- (5) 町税の納付状況を確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、交付規則第4条の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(交付条件)

第8条 補助金の交付に当たり付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断の内容又は経費の配分の変更(町長の定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 耐震診断を中止し、又は廃止しようとする場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 耐震診断が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は耐震診断の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(耐震診断の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後、耐震診断の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)をあらかじめ町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者が、交付規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し30日以内又は補助金の交付の決定に係る町の会計年度の終了の日のいずれか早い時期までに、木造住宅耐震診断補助事業実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書

(2) 木造住宅耐震診断の実施に係る契約書の写し

(3) 木造住宅耐震診断に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し

(交付確定)

第 11 条 町長は、交付規則第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、木造住宅耐震診断補助金確定通知書(別記第 6 号様式)により通知するものとする。

(交付請求)

第 12 条 補助事業者が、交付規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、木造住宅耐震診断補助金交付請求書(別記第 7 号様式)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 5 日告示第 75 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。